

一般財団法人全国消防協会定款

令和6年10月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人全国消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国の消防職員の知識・技術、活動能力の向上及び防火防災思想の普及広報に関する事業を行うとともに、大規模災害時における市町村の消防に対する支援並びに災害現場活動に従事する者の援助を行うことにより、国民生活の安心安全の向上と地域社会の発展に貢献し、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火防災思想の普及広報に関する事業
- (2) 消防救助技術等の向上及び強化に関する事業
- (3) 消防実務の研究及び研修に関する事業
- (4) 優良消防職員の表彰に関する事業
- (5) 消防機器等の改良開発の研究奨励に関する事業
- (6) 各種教養、訓練等の活動支援に関する事業
- (7) 消防教科書、その他防災関係図書等の発行に関する事業
- (8) 福利厚生に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって理事会で決議した財産をもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の決議を経て、評議員会において承認を得るものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産運用規程による。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の決議を経て、評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の決議を経て、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入をする場合を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄並びに重要な財産の処分及び譲受けを行うときは、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の決議を経て、評議員会において承認を得るものとする。

(剰余金)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、8名以上13名以内とし、理事と同数以上でなければならない。
(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、その地位にあることが適当と認められる者を公正に選任するものとし、かつ、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

- 4 この法人の評議員のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて

含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第 16 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 残余財産の処分
- (3) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (4) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後、3 箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 21 条 会長は、評議員会を招集するときは、評議員会の日々の 1 週間前までに評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、評議員会の 3 日前までに招集の通知を発することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選で定める。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員総数（現在数）の過半数が出席し、評議員総数（現在数）の過半数をもて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員会の決議に特別の利害関係を有する評議員は、議決に参加することはできない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会の運営に関する規則による。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 28 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、1名を業務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般法人法第197条において読み替えて準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、業務理事をもって同条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務理事は、会長を補佐し、その業務を執行する。
- 4 会長及び業務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他法令及び定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 5 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第32条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の一部免除)

第35条 この法人は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の事項について決議を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務理事の選定及び解職
- (4) 一般法人法第114条第1項に基づく損害賠償責任の一部免除
- (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の招集の通知が発せられない場合においては、その請求した理事が招集したとき
- (4) 一般法人法第197条において読み替えて準用する同法第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監

事が招集したとき

(招集)

第 39 条 理事会は、会長が招集する。

2 前項の規定に係わらず、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第 40 条 会長は、理事会を招集するときは、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、理事会の 3 日前までに招集の通知を発することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事総数（現在数）の過半数が出席し、理事総数（現在数）の過半数をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 事業の一部の譲渡

(2) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(3) この法人が保有する株式（出資）に関する議決権の行使

3 理事会の決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に参加することができない。

(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 30 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会議に出席した会長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第 46 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会の運営に関する規則による。

第8章 定款の変更及び合併等

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員総数(現在数)の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。
(合併等)

第48条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員総数(現在数)の3分の2以上の決議により、一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 会員

(会員)

第51条 この法人に会員を置く。

2 会員及び負担金に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員に関する規程による。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第52条 この法人の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める事務局処務規程による。

第11章 支部

(支部)

第 53 条 この法人に第 4 条に規定する事業の円滑な推進を図るため、支部を置く。

2 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部に関する規程による。

第 1 2 章 公告の方法等

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

(書類及び帳簿の備え付け)

第 55 条 この法人は、その主たる事務所^{- 9 -}に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 財産目録
 - (3) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画書及び収支予算書
 - (5) 事業報告及び貸借対照表、損益計算書等
 - (6) 監査報告
 - (7) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (8) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第 1 3 章 補 則

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項に

において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は北村吉男、業務執行理事は坂井秀司とする。

4 この定款は、令和6年10月1日より施行する。